

2021 年度民法・解答例

第1 設問1

1 AのBに対する主張の法的根拠

民法（以下、略）121条の2第1項に基づく原状回復請求としての代金8万円の返還請求権

2 Aの主張が認められるか

(1) 上記請求の要件は①「債務の履行として給付を受けた」こと②①が「無効な行為に基づく」ことである。

(2) まず、2020年6月6日に、AとBの間でマウンテンバイク「甲」を代金8万円で購入する旨の売買契約（555条）が成立している。したがって、代金支払債務が「債務」にあたる。また、同年同月7日に買主Aは代金8万円を支払っているので、売主Bは売買契約の代金支払債務「の履行として給付を受けた」といえる。したがって、①を満たす。

では、②は認められるか。Aによる錯誤取消しの主張（95条1項2号）が認められれば契約は溯及的に無効になる（121条）ので②を満たすこととなる。そこで、以下、錯誤取消しの要件該当性を検討する。

ア まず、Aがマウンテンバイク「甲」を購入する旨の「意思表示」が認められる（95条1項柱書）。

イ では、かかる意思表示が「次に掲げる錯誤に基づく」といえるか、95条1項2号を検討する。まず、マウンテンバイク「甲」がレース用であるという事情が「法律行為の基礎とした事情」にあたる。そして、AはBが勧めるのであれば間違いないだろうと考えているので、Aの「認識」はマウンテンバイク「甲」がレース用に適しているというものであった。もっとも、マウンテンバイク「甲」はレースに適していないものだったので、かかる認識は「真実に反する錯誤」といえる。したがって、Aの意思表示は「次に掲げる錯誤」にあたる。

ウ 「重要」か否かは表意者がその事実を知っていれば意思表示をしなかったであろうし、かつ、そのように考えることが客観的に見ても至当であるか否かで判断する。Aは秋に開催されるレース大会に出場するつもりであり、かつ、マウンテンバイクは8万円という相当高価な値段であることからすれば、マウンテンバイク「甲」がレース用に適していなけ

ればAは購入する旨の意思表示をしなかったであろうし、そのように考えることが客観的に見ても至当であるといえる。したがって、「重要」である。

エ 「表示」（95条2項）とは、単に基礎事情が表示されたことのみならず、相手方が了承することで意思表示の内容となることを意味すると解する。AはBに対して「いずれはマウンテンバイクのレースに出ようと考えている……乗り慣れる必要がある……マウンテンバイクはないだろうか。」と告げている。かかる告知はレースに出るためのマウンテンバイクを探していることを意味するので、Aはレース用のマウンテンバイクを購入したい旨を表示し、それをBが了知しているといえる。したがって、基礎事情は意思表示の内容になっており「表示」が認められる。

オ これに対して、BはAに「重大な過失」（95条3項）があると反論すると考えられるが、Aはサイクリングが趣味なだけであってマウンテンバイクの専門家ではないことから、自転車店の店員の進言を信じても一般人に課せられている注意義務を著しく欠くとはいえず「重大な過失」は認められない。

カ したがって、Aによる錯誤取消しの主張が認められるので②を満たす。

(3) 以上より、Aの主張は認められる。

第2 設問2

1 AのBに対する主張の法的根拠

契約不適合責任に基づく追完請求（562条1項）

2 Aの主張が認められるか

(1) 上記請求の要件は①「引き渡された目的物が……品質……に関して契約に適合しない」こと（同条同項本文）②「買主が請求した方法と異なる方法」が「買主に不相当な負担を課する」ものであること（同条同項但書）③「買主の責めに帰すべき事由」がないこと（同条2項）である。

(2)ア 地面からの衝撃を吸収する装置であるサスペンションはレース用のマウンテンバイクにとっては必須の部品であることから、その異常は「引

き渡された目的物が……品質……に関して契約に適合しない」といえる。したがって、①を満たす。

イ これに対して、部品の取替えで十分対応できることから修理で対応することは「買主が請求した方法と異なる方法」が「買主に不相当な負担を課する」とはいえないというBからの反論が考えられる。もっとも、修理だと時間がかかってレースのための練習ができなくなることからすれば、かかる反論は認められないというべきである。したがって、②を満たす。

ウ また、③を否定する事情がないため③も満たす。

(3) 以上より、Aの主張は認められる。

第3 設問3

1 AのBに対する主張の法的根拠

契約不適合責任に基づく代金減額請求（563条1項）

2 Aの主張が認められるか

(1) 上記請求の要件は①「前条第一項本文に規定する場合」であること②「履行の追完が不能であること」（同条2項1号）③「買主の責めに帰すべき事由」がないこと（同条3項）である。

(2)ア 車軸が曲がっていることは、レース用のマウンテンバイクのペダルの回転に影響するので「引き渡された目的物が……品質……に関して契約に適合しない」といえる。したがって、①を満たす。

イ Bは「うちでは修理できない」と述べているので「履行の追完が不能である」といえる。したがって、②を満たすので無催告で足りる。

ウ これに対して、Bは③を満たさないと反論すると考えられる。この点については、Aは購入の際に電柱にマウンテンバイク「丙」をぶつけており、その際に車軸が曲がっていることからすれば、かかる契約不適合は「買主の責めに帰すべき事由」に基づくというべきである。したがって、③を満たさずBの反論は妥当である。

(3) 以上より、Aの主張は認められない。

以 上